

よって、議案第32号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

厚生常任委員会審査報告

○大沼 久議長 次に、厚生常任委員会の審査報告を求めます。

佐々木謙二委員長。

(佐々木謙二厚生常任委員長登壇)

○佐々木謙二厚生常任委員長 おはようございます。

平成18年第1回市議会定例会において、厚生常任委員会に付託になりました議案4件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告を申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月13日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め審査をいたしております。

それでは、議案第27号 長井市医療給付事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、山形県医療給付事業補助金交付規程の改正により、所要の改正を行うため提案されたものであります。

審査に際し、市民課長からは、障害者自立支援法の施行により障害児施設措置費国庫負担金及び知的障害者施設措置費国庫負担金交付要綱が改正され、平成18年4月から知的障害者施設入所者の医療費の国による公費負担がなくなる。このため、山形県医療給付事業補助金交付規程が改正され、これまで医療給付事業で対象から除外されていた知的障害者施設入所者で重度心身障害（児）者医療、母子家庭等医療に該当する者を医療給付事業の対象とするとの説明

を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、山形県医療給付事業補助金交付規程の改正によって、長井市では今回だけでなく6月の定例会においても、この条例を改正することのことが、なぜ分けて改正するのかとの質疑がなされ、市民課長からは、県の規程は3月17日以降に改正されるが、主要な内容は7月からの施行であり、県による説明会では、まだ全体的な条例改正に資する内容の説明はなかったため、6月定例会での条例改正を考えている。ただし、知的障害者施設入所者に係るものについては、国の方で4月1日施行としており、6月定例会での条例改正とすると不利益を被る方が出る可能性があるため、その部分だけは今回改正するとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、今回の改正により、県と市町村が費用負担をすることになるが、それぞれどのくらいの負担になるのかとの質疑がなされ、市民課長からは、県の費用負担がどのくらいになるのかは把握していない。長井市では、知的障害者施設入所者が42名おり、平成16年度決算ベースで知的障害者措置医療給付費が451万4,164円である。この額のうち、国民健康保険対象者20名分の自己負担分3割が市の負担となると見込まれるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第28号 長井市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、介護保険料の改定及び介護保険法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案されたものであります。

審査に際し、福祉事務所長からは、平成

18年度から20年度までの第3期の保険料について、基準額で年額5万1,300円とし、第2期の4万1,300円と比較して24%の引き上げとなる。また、保険料段階を5段階から6段階とし、負担能力に応じたきめ細かな保険料率の設定並びに税制改正に伴い、大幅な負担増となる方に対して激変緩和措置を講ずるとの説明を受けたところでありませ

す。質疑に入り、委員からは、介護保険事業計画では平成26年度における居住系サービス利用者が、要介護2から5の認定者数に対して、37%以下となることを目標としている。今回の改正は、平成18年度から20年度までの分であるが、なぜ目標は平成26年度としているのか。また、37%以下になるようにしているが、今は50%くらいなのかとの質疑がなされ、福祉事務所補佐からは、今回の計画策定に当たり、中長期的な目標として10年後を設定して、その中で平成18、19、20年度までの計画をつくっている。長井市においては、要介護2から5までの方の施設入所割合が現在50%を超えており、重度の方は施設へ、軽度の方は居宅系サービスを受けていただく方向に転換せざるを得ないと考えているとの答弁を受けたところでありませ

す。また、委員からは、第1号被保険者の保険料を比較すると県内何番目になるのかとの質疑がなされ、福祉事務所長からは、今のところ酒田市の4,293円、米沢市の4,288円に次いで3番目と見ているとの答弁を受けたところでありませ

す。さらに委員からは、事業の種類がふえるほど保険料が高くなるのか。また、今後の介護保険の運営をどのように考えているのかとの質疑がなされ、福祉事務所長からは、保険料が上がっていくのは事業がふえてい

るからではなく、サービスの利用がふえているからと見ている。また、今後の介護保険の方向については、国では介護予防としてより効果のある事業を取り入れることにより、介護保険の利用を抑える方針であり、市としても同様の方針を進めていきたいとの答弁を受けたところでありませ

す。採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第29号 長井市斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、平成18年4月1日から南陽市斎場が稼動すること及び地方自治法の改正に準拠し、所要の改正を行うため提案されたものでありませ

す。審査に際し、市民課長からは、第11条については、指定管理者制度を採用しないため削除する。また、第12条、別表、備考の中の南陽市を削除するとの説明を受けたところでありませ

す。質疑に入り、委員からは、休日や時間外の斎場の受付業務はどのようになっているのかとの質疑がなされ、市民課長からは、休日は日直にお願いしており、時間外は市民課職員がいれば対応しているが、市民課職員がいなければ翌日にならざるを得ないとの答弁を受けたところでありませ

す。また、委員からは、今後受付業務について何らかの改善策をとれないのかとの質疑がなされ、市民課長からは、よりよい方法があれば考えていきたいとの答弁を受けたところでありませ

す。採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第33号 長井市重度心身障害児に対する手当の支給に関する条例を廃止する条例の設定について申し上げます。

本案は、特別児童扶養手当の支給が行われていること及び児童手当の支給が小学校第6学年修了前まで引き上げられることに伴い、重度心身障害児に対する手当の支給を廃止するため提案されたものであります。

審査に際し、福祉事務所長からは、児童手当は支給対象引き上げに加え、所得制限が夫婦子供二人の世帯の場合、780万円から860万円に緩和されたことから、条例の廃止を提案するとの説明を受けたところであり

ます。質疑に入り、委員からは、今年度の受給者は何名かとの質疑がなされ、福祉事務所長からは、当初は8名であったが、年齢到達により7名となったとの答弁を受けたところ

であります。また、委員からは、対象者は何名いるのかとの質疑がなされ、福祉事務所長からは、特別児童扶養手当の支給対象者である54名

であるとの答弁を受けたところであり

ます。また、委員からは、申請の要件は何かとの質疑がなされ、福祉事務所長からは、民生委員の意見書が必要であるとの答弁を受けたところ

であります。また、委員からは、要件は民生委員の意見書だけなのか、所得要件はないのかとの質疑がなされ、福祉事務所長からは、所得要件はないとの答弁を受けたところ

であります。また、委員からは、対象者54名に対して8名しか申請がないのはなぜかとの質疑がなされ、福祉事務所長からは、相談を受けた方や生活が大変な方には周知されている

と思うが、全員に周知されているという確

たるものはないとの答弁を受けたところ

あります。また、委員からは、なぜ民生委員の意見書が必要なのかとの質疑がなされ、福祉事務所長からは、民生委員に家庭の状況を相談しながら申請していただくと認識しており、条例をつくった当時の考え方のままこれまでできていると考えているとの答弁を受けたところ

であります。また、委員からは、民生委員の意見書は人によって異なっているか、それとも画一的なものなのかとの質疑がなされ、福祉事務所長からは、民生委員によって違うことはないとの答弁を受けたところ

であります。また、委員からは、申請者が少ないことで条例が余り機能していないと判断したと思うが、啓蒙もしておらず、行政としての役割を十分に果たしていないのではないのかとの質疑がなされ、福祉事務所長からは、国の制度で特別児童扶養手当が支給されている。生活が大変だと相談があった場合に上乘せをと

いう考え方できたが、諸制度が充実されてきたため廃止を考えているとの答弁を受けたところ

であります。また、委員からは、重度心身障害児を抱えた保護者に対して、行政として崇高な理念と思想があつてこの条例をつくったのではなかったのか。直ちに廃止するのは少し早いのではないのかとの質疑がなされ、福祉事務所長からは、障害者の家庭を支援する目的でつくられたと考えているが、児童手当の支給拡大により廃止を考えているとの答弁を受けたところ

であります。また、委員からは、この条例を提案するに至った一番大きい動機は、児童手当制度が拡充したからかとの質疑がなされ、福祉事務所長からは、児童手当制度が充実されて支給対象が大幅にふえたためであるとの

答弁を受けたところであります。

また、委員からは、該当者に周知してもう少し様子を見るという考えはないかとの質疑がなされ、福祉事務所長からは、対象者によく説明をして、廃止の方向でお願いしていきたいとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、廃止する以上は、障害者の方にきちんと対応していただきたいと思うがどうかとの質疑がなされ、福祉事務所長からは、現在の対象者には丁寧な説明をしながら、別の方策を充実させていきたいとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、この条例が活かされてこなかったと思う。受給に当たっては、医師の判断があるわけであり、民生委員の意見は不要と思われる。民生委員に障害を持っている子がいることを知られたくない人もおり、そのために申請を躊躇していることも考えられる。また、この制度があることを対象者が承知していないのではないかという疑問もあり、運用によってこの条例を活かす方法もあると考えられ、現在の受給者が少なく、他の制度が充実されたからといってなくしていいとは思わないと思う。逆に、運用を変えてこの条例を継続していくべきであり、本案に反対であるとの意見が出されたところであります。

また、委員からは、本条例の理念とすべきところを対象者に広く啓蒙して理解を得るべきだと思う。形骸化している民生委員の意見は不必要であり、このことにより申請を躊躇する人もいると思う。質疑の中で明らかにされた事項について改善をし、行政が責任を持って啓蒙を行って、その結果を見るべきであり、その上でこの条例の扱いを再度検討すべきであると思うので、本案に反対であるとの意見が出されたところ

であります。

また、委員からは、現在の対象者に対して丁寧な説明をしながら、別の方策を充実させていきたいとのことであり、児童手当の支給も拡大されることから、本案に賛成であるとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本案は、可否同数となり委員長裁決により否決すべきものと決定いたしました。

以上で、厚生常任委員会に付託になりました、案件審査の報告を終わります。

○大沼 久議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第11、議案第27号 長井市医療給付事業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第14、議案第33号 長井市重度心身障害児に対する手当の支給に関する条例を廃止する条例の設定についてまでの以上4件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第11、議案第27号 長井市医療給付事業に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第12、議案第28号 長井市介

+

護保険条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第13、議案第29号 長井市斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第14、議案第33号 長井市重度心身障害児に対する手当の支給に関する条例を廃止する条例の設定についての1件について、厚生委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

議案第33号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○大沼 久議長 起立多数であります。

よって、議案第33号は、原案のとおり決定いたしました。

産業・建設常任委員会審査報告

○大沼 久議長 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

町田義昭委員長。

(町田義昭産業・建設常任委員長登壇)

○町田義昭産業・建設常任委員長 おはようございます。

平成18年第1回市議会定例会において、産業・建設常任委員会に付託になりました議案4件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月14日、委員全員出席のもと、所管課長の出席を求め開催しております。

それでは、議案第15号 市道路線の廃止について申し上げます。

本案は、国道287号線長井南バイパスの完成並びに市道の延長に伴い、廃止するため提案されたものであります。

審査に当たり、建設課長から、草岡八反田線については、終点を新たに北工業団地の県道まで延長することから、新たな認定に伴い廃止するもの。今泉河井線については、通過交通量の少ない狭あいな道路を認定していることから、現実的に幹線として利用されている道路を認定するため廃止するもの。八ヶ森西線などの6路線については、国道287号線長井南バイパスの幹線に伴い路線が分断されることから、新たな認定を必要とするため廃止するもの、との説明を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第16号 市道路線の認定について申し上げます。

本案は、さきの議案第15号で廃止しました路線などを市道として維持管理を必要とするために、新たに市道として認定するため提案されたものであります。

審査に当たり、建設課長からは、草岡窪前線については、先に廃止した草岡八反田線の終点が変わることから、路線名を変更